

一般会計

歳入 (△印は減)

| 科 目 | 予 算 額 | 前年と比較 |
|------------------|------------|-----------|
| ①村 税 | 8,071,000 | 752,000 |
| 村 民 税 | 1,611,000 | △239,000 |
| 固 定 資 産 税 | 4,204,000 | 287,000 |
| 自 転 車 荷 車 税 | 286,000 | 23,000 |
| 電 気 ガ ス 税 | 600,000 | 212,000 |
| 木 材 引 取 税 | 550,000 | 250,000 |
| 煙 草 消 費 税 | 800,000 | 219,200 |
| 犬 税 | 20,000 | △200 |
| ②地 方 交 付 税 | 4,000,000 | 800,000 |
| ③公 企 業 及 財 産 收 入 | 6,018,000 | 2,761,870 |
| ④分 担 金 及 負 担 金 | 83,200 | 0 |
| ⑤使 用 料 及 手 数 料 | 92,000 | 2,330 |
| ⑥国 庫 支 出 金 | 150,000 | △30,000 |
| ⑦県 支 出 金 | 456,000 | 32,000 |
| ⑧寄 附 金 | 812,000 | 812,000 |
| ⑨繰 入 金 | 200,000 | 200,000 |
| ⑩繰 越 金 | 850,000 | △150,000 |
| ⑪雑 收 入 | 113,000 | 11,000 |
| 歳 入 合 計 | 20,845,200 | 5,191,200 |

新年度予算

一般会計 一千八百四十四万円

特別会計 九百三十六万円

昭和三十三年度における本村の当初予算は、去る三月二十三日村議会に上
 提され、慎重な審議の結果、同二十八日原案通り可決されたが、ことし当初
 予算は前年度をはかりに上廻っており、一般会計二千八百四十四万五千二百円
 特別会計九百三十六万二千円、総額三千二百一十二万二千二百円にのぼる多額の予
 算の成立を見たのである。
 なおこの予算編成方針ならびに予算内容は次の通りである。

東白川

発行
 岐阜県加茂郡
 東白川村公民館
 印刷所
 今井印刷所

一般会計

歳出 (△印は減)

| 科 目 | 予 算 額 | 前年と比較 |
|------------------|------------|-----------|
| ①議 会 費 | 391,900 | 61,500 |
| ②役 場 費 | 3,830,490 | 143,060 |
| ③消 防 費 | 1,393,400 | 543,400 |
| ④土 木 費 | 1,017,000 | 903,230 |
| ⑤教 育 費 | 5,800,000 | 1,374,110 |
| 教 育 委 員 会 費 | 1,079,000 | 758,000 |
| 小 学 校 費 | 1,572,410 | △147,590 |
| 中 学 校 費 | 1,173,700 | 83,700 |
| 社 会 教 育 費 | 30,800 | 17,900 |
| 公 民 館 費 | 544,200 | 12,100 |
| 公 営 繕 修 費 | 1,400,000 | 650,000 |
| ⑥社 会 及 勞 働 施 設 費 | 307,000 | 85,200 |
| ⑦保 健 衛 生 費 | 616,200 | 170,500 |
| ⑧産 業 経 費 | 2,890,400 | 1,416,700 |
| ⑨財 産 費 | 880,100 | △868,900 |
| ⑩統 計 調 査 費 | 24,800 | 0 |
| ⑪選 挙 費 | 65,800 | △62,900 |
| ⑫公 債 費 | 560,000 | 29,800 |
| ⑬諸 支 出 | 2,953,000 | 1,430,500 |
| ⑭予 備 費 | 115,000 | △35,000 |
| 歳 出 合 計 | 20,845,200 | 5,191,200 |

予算編成にあたって

東白川村長 河田勘市

昭和三十三年度予算編成を図るに、歳入財源にあつては、従来から一貫しての健全財政を建前として、極力冗費の節減につとめ、ことしも、入るを量つて出するを制するの経済原則にそつて立案したのであるが、時勢の進運に伴い躍進途上にある東白川村の現在および将来を考え、産業経済の拡充、村民福祉の向上に重点をおき、広大な事業をひかえて、もつぱら内容施設の充実整備に意を用い、村運営の基礎固

財産収入の使途

| 金額 | 使用内訳 |
|-----------|-------------|
| 150,000 | オートバイ合 |
| 500,000 | 18馬力可搬動力ポンプ |
| 140,000 | 五加学校消防車誘導路 |
| 460,000 | 林道施設費 |
| 300,000 | 道路保全機動車購入 |
| 65,000 | 村道橋梁 |
| 500,000 | 神土学校屋体改造費 |
| 400,000 | 教員住宅建築ヒ |
| 985,000 | 村有林保育監督費 |
| 104,000 | 財産管理費 |
| 330,000 | 農協再建整備補償費 |
| 1,336,000 | 施設費償還 |
| 680,000 | 素材生産費 |
| 5,950,000 | 合 計 |

計への繰入金八〇万円、福祉増進費九二万三千二百円、合計三九三萬一千二百円は、従つて実質的には一般財源村民と直結した経費であり

一般会計の財源中主なるものは税金でありまして、八〇七万二千円を計上し、国から交付される地方交付費二二〇万九千円、国保会

税四〇〇万円を見込み、その他国および県からの交付見込額六〇万六千円、使用料および手数料その他で一三六万八千二百円、三十一年度繰越金八十五万円をそれ見込計上したのであるが、事業の執行上、財産収入を必要とし、五九五万円をこれに賄い、歳入歳出のバランスをとつたのであります。

より三九三萬一千二百円がもとに立案し、これに附帯これに充当されることになりす。

本年度事業中、別に当初予算には、目新しい計画も折込んでおりませんが、本村振興五ヶ年計画の第一年度の地ならしとして今后に期待を待つております。

以上が予算編成にあつての今年度の基本方針でありまして、健全財政主義の

もとに立案し、これに附帯する各条例その他一五議案と共に、去る三月二十三日村議会に提出、同二十八日議案全部を議し、こゝに昭和三十三年度予算の成立を見たのであります。

これが執行にあつては常に厳正を旨とし、忠実にその目的にそつた円満かつ堅実なる本村の運営を期し、たいと存じます。

一歳出面の概要説明

【一般会計】

一 議会費 五九、〇〇〇円
 二 歳出運営に要する費用 三、八〇〇、四〇〇円
 三 二役場費 三、八〇〇、四〇〇円
 費用の節減につとめ、増額分は機動車一台一五万円を計上

三 消防費 一、三三三、四〇〇円
 防火、防水、治安維持確保の重要任務をもつ消防団活動は、優秀なる団員二四〇名を擁する消防団に優秀なる施設整備を必要とし、本年度は特に八馬力可搬動力ポンプ二台五〇万円、ポンプ充実に伴う水利施設として、五加小学校前に消防車誘導路の施設費一四万円を計上

四 土木費 一、〇一三、〇〇〇円

最近道路の高度利用により荒廃はなほだしく、これが保全を図るため、土入運搬車一台五〇万円、村道橋梁修理費六万五千円、林道保全および永久橋費三六万円、道路愛護会費六万二千円を計上

五 教育費 五、八〇〇、二〇〇円
 歳出予算中の首位を占めて、教育費については教育委員会費一〇七万九千円、小学校費一五七万二千円余、中学校費一七万三千七百円、社会教育関係(公民館費を含む)五七万五千円、営繕費一四〇万円である。

特に社会教育の振興を図るため、教育主事設置一八万円、青年学級一〇

万円、社会学級五万円、幼児教育(小鳩会育成)一〇万円、広報活動七万円、通信教育五万円、青年部三万円、婦人部一万円、成人祭二万円、視聴覚教育(映写機購入)二五万円を計上、また営繕費として、神土小屋体の改造五〇万円、教員住宅建築九〇万円を見込計上

六 社会及び労働施設費 三〇、〇〇〇円
 生活保護および児童福祉などの厚生費で特に授産施設二万円、在外資産関係一万円を計上

七 保健衛生費 六六、二〇〇円
 生産の拡充をはかり、民生の安定を図るに、健康であることを主眼とするも、各家庭における医療費負担は、経済上大なる影響があり、予防医学の徹底を期することが最も緊要なるため、健康を目標とする本村として、保健衛生の向上を図るため増額した。

結核予防対策として一五万六千二百円を計上したが、特に岐阜医科大学不破博士の指導により、学童の結核予防管理を一〇ヶ年計画で実施、また環境衛生一五万円、カ、ハエ、ねずみ等の撲滅三

ヶ年計画第二年度の指導費六万五千円、防疲費一三万八千円、学童歯科保全六万円を計上

八 産業経済費 二、八〇〇、四〇〇円
 産業、経済の向上発展は公私経済におよぼす影響きわめて多く、積極的これが進展を図るため増額した。特に農産拡充のためには、農協指導部の積極的活動の促進をはかるを重点とし、農事改良組合の育成強化につとめその万全を期せんとする

九 財産費 八〇、二〇〇円
 七 歳入(事業勘定) (△印は減)

① 保険料 1,443,000 △103,400
 ② 財産収入 5,000 1,300
 ③ 国庫支出金 1,157,400 19,440
 ④ 県支出金 44,800 31,000
 ⑤ 繰入金 800,000 0
 ⑥ 繰越金 48,800 △21,200
 ⑦ 雑収入 67,000 60,036
 歳入合計 3,566,000 △12,500

八 歳出(同上)

① 事務所費 627,000 41,460
 ② 保険給付費 2,477,100 189,100
 ③ 保健施設費 358,900 △196,560
 ④ 財産費 10,000 0
 ⑤ 公債費 5,000 0
 ⑥ 諸支出金 58,000 39,500
 ⑦ 予備費 30,000 △7,000
 歳出合計 3,566,000 △12,500

東白川村国民健康保険

(参考) 小中学校別予算内訳

| 校別 | 児童生徒数 | 予算額 | 1人当り経費 | 備考 |
|-----|-------|-----------|----------|--------|
| 中学校 | 349 | 1,173,700 | 3,663 | 分校を含む |
| 神土小 | 309 | 674,350 | 2,182 | 分教場を含む |
| 越原小 | 255 | 525,630 | 2,061 | |
| 五加小 | 134 | 342,430 | 2,555 | |
| 計 | 1,047 | 2,716,110 | 平均 2,594 | |

財産管理五万八千八百円
 積立金一万一千円を計上

十 統計査費 一四、八〇〇円
 十一 選挙費 一、八〇〇円
 うち農業委員選挙費四万四千三百円を計上

十二 公債費 五〇、〇〇〇円
 十三 諸支出金 三、九三三、〇〇〇円
 国保会計へ八〇万円、農協再建整備補償金三三万円、教育施設費償還金九〇万円、素材生産費六八万円を計上、特に自治功勞物故者慰霊祭費および植林功勞者安江孫市翁の顕彰費に夫々五万円を計上した。

【特別会計】

一 国民健康保険

① 事業勘定

三、五六六、〇〇〇円
 堅実な国保運営のカギは保険料で一四四萬三千円(二世帯平均年一、八五七円)国および県補助一二二萬二千円、一般会計より八〇万円繰入した。

一方歳出は、保険給付費として二四七萬七千円、保健施設三五萬八千九百円、事務所費六二萬七千円その他である。

特に助産費、葬祭費をそれら一件七百円に増額した。

② 診療施設勘定

五、五六〇、〇〇〇円
 本村唯一の医療機関である診療所の運営と、これが充実を図ること最も重要であつて、医師の増員とこれに伴う医師住宅建築ならびに医療費その他の必然的増額を見込み、五五六万円を計上。

二 村営公益質舗

一三三六、〇〇〇円
 庶民金融機関として発足した公益質舗は、漸次利用者も増加し、短期融資として見込計上したが、今後その運営の円滑を期する。

歳入

(△印は減)

| 科 目 | 予 算 額 | 前年と比較 |
|----------|---------|-----------|
| ①回 收 金 | 90,000 | △195,000 |
| ②利 子 收 入 | 36,000 | △ 34,000 |
| ③繰 入 金 | 100,000 | 15,000 |
| ④雑 收 入 | 10,000 | 0 |
| 歳入合計 | 236,000 | △ 414,000 |

歳出

| 科 目 | 予 算 額 | 前年と比較 |
|----------|---------|----------|
| ①事 務 所 費 | 21,000 | △9,000 |
| ②貸 付 金 | 100,000 | △185,000 |
| ③積 立 金 | 100,000 | △185,000 |
| ④諸 支 出 金 | 10,000 | △5,000 |
| ⑤予 備 費 | 5,000 | △10,000 |
| 歳出合計 | 236,000 | △414,000 |

《公益質舗会計》

歳入

(△印は減)

| 科 目 | 予 算 額 | 前年と比較 |
|------------|-----------|---------|
| ①診 療 收 入 | 3,750,900 | 505,900 |
| ②一 部 負 担 金 | 1,550,900 | 85,900 |
| ③分担金及負担金 | 150,000 | 50,000 |
| ④使用料及手数料 | 31,000 | 2,000 |
| ⑤雑 收 入 | 77,200 | 5,200 |
| 歳入合計 | 5,560,000 | 599,000 |

《診療施設勘定》

歳出

| 科 目 | 予 算 額 | 前年と比較 |
|--------|-----------|---------|
| ①施 設 費 | 4,146,240 | 628,240 |
| ②医 療 費 | 887,000 | △20,000 |
| ③給 食 費 | 506,760 | 760 |
| ④予 備 費 | 20,000 | △10,000 |
| 歳出合計 | 5,560,000 | 599,000 |

通信 国保

今年の保険料は

国保の賦課基準決る

本村国民健康保険事業は昭和二十五年一月に業務を開始、累年その事業も整備拡大され、国、県、村の助成も年々増額されているが一方医療費の支払も増加の一途をたどる現状にあるので、この制度が尙一層の健全な運営を図るため、今年度の保険料賦課基準が次の通り改正されることとなったから四月以降の保険料納付については、一層の御理解と御協力をお願いします。

別表の通り、但し同一世帯中、他の社会保険に加入している者の分については、その家族平均額を控除して計算する。

①資力割額

②人頭割額

| 等級 | 保険料 | 等級 | 保険料 |
|----|-----|----|-----|
| 1 | 980 | 16 | 160 |
| 2 | 800 | 17 | 140 |
| 3 | 695 | 18 | 125 |
| 4 | 605 | 19 | 105 |
| 5 | 515 | 20 | 90 |
| 6 | 445 | 21 | 70 |
| 7 | 410 | 22 | 60 |
| 8 | 375 | 23 | 50 |
| 9 | 340 | 24 | 45 |
| 10 | 305 | 25 | 35 |
| 11 | 265 | 26 | 25 |
| 12 | 230 | 27 | 20 |
| 13 | 215 | 28 | 15 |
| 14 | 195 | 29 | 10 |
| 15 | 180 | 30 | 5 |

税のカレンダー

所得税

修正確定申告書提出した人で、申告済書、あるいは還付を受ける税金が過大であったことなどに気づいた人は、修正確定申告書を出してください。この申告書の用紙は税務署に備え付けてあります。税務署から更正の通知

が来るまでは、いつでも提出することが出来ます。申し出た税務署の調査で過少申告が発見されれば過少申告加算税などが課されますが自発的に修正申告をした場合には課税されません。三月十五日以降納付の日までの利子税が課されますから修正申告は早い方が得です。

国保

自動車税

村保

再調査の請求は、税務署の更正決定の処分不服がある場合には、これらの通知

固定資産税

減免申請

異議申立

本年の納付は、納期限は本月初旬です。納期限内完納に心掛けましょう。

前納報償金

一件七百円に

出生の給付増額

本村国民健康保険では、従来、出生および死亡の場合の保険給付は一件当り五百円を支給していたが、今回、その条例の一部改正に伴い、一件当り七百円に増額することになったので、四月一日以降の出生または死亡の場合には、七百円の給付が受けられる。

前年と変らないうちの固定資産税

昭和三十三年度の固定資産税徴収令書が、みなさんのお手元に配布しました。御承知のように一昨年の地方税法改正により固定資産の評価は、三年目毎に行うことになりましたので、土地家屋については今年の場合、特別に異動のないものは、すべて前年のままに評価額を、三月一日より三月二十日までの間に総覧期間中に課税合帳を縦覧されたこととあります。

またの貧困により生活のため公私の扶助を受けるもの所有する固定資産、公益のため直接専用する固定資産(但し有料で使用する場合を除きます)に係る固定資産税は、村税条例の規定により減免の適用が受けられます。但しその適用は、四月二十三日までに減免申請書を出した人で、村長が必要と認められたものに限り適用されます。期限を過ぎると適用されません。

きは命書を受けとつた日から三十日以内に村長に対し異議の申立が

小学校の結核管理

こどもの結核 〔第一回検診結果〕

結核の早期発見、早期療養、青少年を結核から救うには、このことが一番大切であることは云うまでもありません。

現在日本の結核の現状は予防対策の進歩に伴って非常に少なくなつてはいるものゝ、まだ一年々一〇萬近くの死亡者と、結核患者はその一〇倍以上と推定されていいます。

小学校に入る時、一〇〇人中一〇人位は結核に感染して居ます。中学校、高等学校となるに従い、四〇人五〇人と感染する人は増して行きます。

この感染の初期に、若人の何人かゞつぎつぎと若芽をむしばまれて行きます。私たちが何とかして、感染しても、発病からのがれる工夫、発病を予防する工夫を考えなければなりません。

幸い本村神主、越原、五加の各小学校は岐阜県立医科大学の結核管理の指定を受け、医学博士不破先生が来村され、その検診と指導に萬全を期して頂く機会を

得たことは、子供たちの健康管理の上に非常に幸であります。

次に本年二月から行つた第一回の検診の経過を発表しますと：

①二月十一日
ツベルクリン反応実施（小学校全児童）
ツベルクリン反応と云うのは、結核菌の死菌を皮膚の中に注射して、四八時間たつてから注射のあとをしらべるものです。

結核にうつつたことのない人は、注射のあとが何ともないか、又は発赤四ミリまでが陰性です。発赤五ミリから九ミリまでを疑陽性一〇ミリ以上が陽性です。陽性の場合には結核にうつつて居ると云うことですが病人ではありません。ツベルクリン反応は、結核にうつつて居るだけか、いなかを判定するだけで、たとえ陽性であつても健康か、病人か、重いか、かるいか、と云うことは、レントゲンの検査をしないとわかりません。

②二月十四・十五日
レントゲン間接撮影（全児童六六名）
③三月十二日
精密検診 五〇名
精密検診はレントゲン間接撮影で多少のうたがいのあるものを、レントゲン直接撮影と赤血球沈降速度の検査を行います。

その結果は、要療養二名、要休養一名、要注意一六名、要観察二〇名となりました。

④三月十九日
健康相談（要療養、要休養、要注意の一九名、保護者と教師立合のもとに子供と教師の指導を不破博士よりうけました。

次はその指導事項です。

一、要観察の人は
健康な人に比べて多少弱い所があるから、生活は大體普通でよいが、栄養と睡眠には充分気をつけて無理をしないこと。

二、要注意の人は
殆んど治つて居る肺結核症又は無理をすれば、今後結核症を発病する心配のある人であるから注意すること。

又ツベルクリン反応陽転一年以内の人、この要注意の中に入る。過労を禁じさえすれば生活はほとん

通でよいが、夜ふかし、体操、スポーツ、遠足、旅行日光浴、海水浴はさげ、栄養も充分気をつけること。

三、要休養の人は
悪くなる心配のある比較的軽症の肺結核症で現在のところ、積極的な治療は必要ないが、病勢の見通しはつきりし軽快するまでは学業を中止して、自宅又は児童療養所で専門医の指示に従つて休養を続けること。

経過が良くなり主治医並びに学校当局の許可があれば運動や過労をさけて通学できるが、この要休養の人

は病勢が進むか治るかの分別目であり、又自覚症状がないだけに特に注意のこと。

四、要療養の人は
活動性の肺結核症、或はその疑いのこいもので、療養所、病院に入院するのを原則とする。治療方針は専門医の指示に従うこと。

家族の方も是非X線検査を含めた検診をうけること。

以上第一回の実施報告です。

子供を結核から救うには初感染のうちに、早く気をつけることが大切ですが、しかし、何ら自覚症状のない子供に、運動を制限し切だと思ひます。

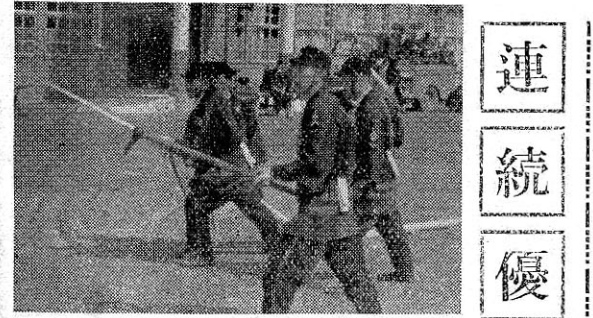
又休養させることは、子供にとつて本当に苦しいことです。おゝ盛な活動期に思存分活動し、疲労をかえりみないのが子供です。しかし自覚症状（微熱、ねおせ、やせる、せき）を伴つたころはもうおそいのですから、この点充分に認識し信念をもつて、発病に至らぬ間に充分注意し、守り育てて行くことが私たち教師や親に与えられた大切な義務であると思ひます。

それには、先づみんなが充分子供たちの健康状態を理解すること、結核に対して行くことを念願しておられます。

結核はまず早期発見、早期療養、医者の指導を忠実に守つて早く本当に健康になり、全部の子供が強くおかるべく、すく／＼と成長して行くことを念願しておられます。

養護教諭

加茂郡消防ポンプ操法競技大会は、三月二十三日、本村代表は、いづれも坂視小学校々庭に日頃の腕前を發揮し、指揮於いて郡内各町村者の一糸みだれ統制と心速機敏な操作を展開し、消防団より選抜された消防車九台、可搬動力ポンプ五台が参加して行われたが、本村が郡優勝をとげた第10ポンプが見事連続優勝し第9ポンプが三位を獲得し一方消防の村内予選競技会において選抜された成績を収めた。



連続優勝

栄誉に輝やく 東白川村消防団

II ポンプ操法競技会 II

加茂郡消防ポンプ操法競技大会は、三月二十三日、本村代表は、いづれも坂視小学校々庭に日頃の腕前を發揮し、指揮於いて郡内各町村者の一糸みだれ統制と心速機敏な操作を展開し、消防団より選抜された消防車九台、可搬動力ポンプ五台が参加して行われたが、本村が郡優勝をとげた第10ポンプが見事連続優勝し第9ポンプが三位を獲得し一方消防の村内予選競技会において選抜された成績を収めた。

- いたづらに子供を悲感のどん底に落し入れたり、劣等感を持たせることも、本当に結核を理解していないためと思ひます。
- 三十二年度からは、四月と十月の二回の検診がなされ、管理指導が、不破博士と診療所の協力のもとに実施されることになつてい
- な優勝した本村第10ポンプ及び二位となつた消防自動車は、加茂郡代表として、四月二十九日岐阜市で行われる第六回岐阜県消防ポンプ操法競技大会に出場することになった。
- 郡大会の成績次の通り
- ◎ ポンプの部
 - 優勝 東白川第10ポンプ
 - 二位 八百津第六分団
 - 三位 東白川第9ポンプ
 - ◎ 消防自動車の部
 - 優勝 八百津第三分団
 - 二位 東白川
 - 三位 八百津第六分団

教育長田口(耕)氏就任

委員長に桂川(完)氏を選出

昨年十月一日、教育委員六日教育委員会を開いて、会制度の改正に伴い、村長後任教育長の選出が行われ、任命によつて五名の教育委員が選ばれ、合議制による本村教育行政を担当して、村教育長に選任され、四月一日付で発令になつた。なお教育委員長の後任は桂川完二氏(四一才)と決つたので、去る三月二十

青年の公演会

「ねらいは「人間形成」

三十一年度の青年団活動の最終をかざる恒例の公演会は三月十日、越原、二十一日、二十五日、二十九日、とそれら分団毎に開催され、青年を真剣に打ち出そうとする素朴な態度にあふれていたことは注目してよい。

この伝統をほこる公演会の主体となる青年演劇も、数年前までは、単なる新派悲劇や、やくざ芝居の域を脱せず、しばしばその性格が検討されて来たところであるが、時代の要求はこう

先生方の異動

退職者2名

毎年度未行われている学校教職員の定期異動は、今年も三月三十一日現在で全県下にわたる大幅の異動があつたところであるが、本村では五加小学校長の異動を始め次の通り諸先生方の異動が行われ

予告

の協力と調和に努め、社会に対する融和の精神を活かし、自主的な青年団活動の本筋をつかみとることに、青年たちも、また一般村民も忘れてはならない。

かねてお知らせしている成年記念植樹祭を、今年も五月三日に行うことに決定したが、成年該当者は、全員これに参加されるよう望んでおります。

村外への就職82名

中学卒業後の状況

ことし九ヶ年の学校生活、割また村に残る者二、五割を終え、実社会の荒波の中にもそれら、家業に従事するへ乗り出した本村中学卒業生に最近の就職難にもかかわらず、その就職率が、生一三〇名中、村外に職を百多に近い好成绩を収めた求め就職難の狭い関門を見ることがそのおかげに本人たち事突破し、職業戦線の第一の日頃の努力と、先生方の歩を踏み出したものが全体必死の骨折りがあつたおかの約六、三割を占め、高校げである。なおその卒業後その他への進学者は、一、二の状況は下記の通り。

診療所人事

所長に川村博士着任

昨年五月着任以後任として本月十六日、来、本村診療所所長名古屋大学医学部青山内科として、本村民のより医学博士川村正美先生医療に挺身されたが着任された。

- △退職の部
 - 金尾竹雄(神土小)
 - 後藤よし子(東中)
 - 桂川千恵子(越原小)
- △転入の部
 - 越原小学校へ
 - 小原九一郎(坂祝中)
 - 神山 武(新採用)
 - 五加小学校へ
 - 加藤卓三(平和中)
- △転出の部
 - 福田金次郎(三川小)
 - 原せい子(新採用)
 - 東白川中学校へ
 - 井戸千尋(富加中)
 - 平岡杉男(富田小)
 - 高木孝幸(佐見中)
 - 三浦とき子(佐見中)
 - 中島好子(白川小)
 - △転入の部
 - 酒向正光(五加小学校)
 - 梶田克郎(小泉中)
 - 今井克典(坂祝小)
 - 説田美代子(市之倉小)
 - (東白川中学校)
 - 古田光春(富田小)
 - 今井房夫(白川中)
 - 原 威子(大山小)

昭和31年度中学校卒業生就職状況

| 性別 | 村外への就職者 | | | | 進学 | | 在村者 | | | |
|----|---------|----|-----|----|----|------|-----|-----|----|----|
| | 工場 | 店員 | 補導所 | 其他 | 高校 | 洋裁学院 | 農業 | 商工業 | 家事 | 其他 |
| 男 | 15 | 3 | 1 | 14 | 10 | | 9 | 1 | | 6 |
| 女 | 46 | 1 | | 2 | 3 | 2 | 7 | 2 | | 8 |
| 計 | 61 | 4 | 1 | 16 | 13 | 2 | 16 | 3 | | 14 |

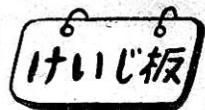
農事改良組合

「新しい組」

「合長紹介」

農業団体の整備育成強化方針に基き、本村に於ても部落農業生産組合が発展的改称をして、去る二月二十八日農事改良組合として力強くその第一歩を踏み出したのであるが、従来の生産組合に比べ活動分野が非常に拡大されて来たため、この組合を統轄し、事業を円滑に運営してゆく改良組合長の選出は特に重要視されていたが、三月二十七日を以て全組合の新組合長が次の通り決定した。

(大口) 古田宗一(平上) 中丸今二(平下) 安江昭吾(上親田) 大坪信也(下親田) 安江理一(中通) 村雲晴児(神付) 早瀬晋平(加舎尾) 安江峰雄(中谷) 田口理一(西洞) 今井貞夫(曲坂) 荻田亀一(日向) 安江謙(日向平) 安江久吉(陰地) 松岡政吉(棚山) 松岡靖(黒淵) 安江喜好(大明神) 三戸節雄(相本) 安江鈴郎(宮代) 今井保(下野) 今井善造(大沢) 今井久夫(久須見) 小倉喜次郎



靖国神社 お願

靖国神社「国民の神社」としての基礎をきずくこととなり、此の度靖国神社奉賛会が設立され広く全国民からの浄財を仰ぐこととなりました。

わが東白川村におきましてもこの意義深い事業を協賛するため、皆様方の御協力をお願いすることとなり、ましたのでこの趣旨を充分御理解下さつて絶大なる御援助を賜り度いと存じます。尚この浄財の使途は次の通り示されております。

- 靖国神社奉賛会勸募資金
- 総額六億七千萬円
- 内訳
- 一、合祀祭神関係
 - 二、一五、二六〇、〇〇〇円
 - 三、参拜遺族接待
 - 一七二、二六〇、〇〇〇円
 - 四、社頭整備復興
 - 二二六、九八〇、〇〇〇円
 - 五、奉賛会趣旨普及
 - 五五、五〇〇、〇〇〇円

始めに創立され困難に殉ぜられた多くの霊をお祀りし毎年国において春秋の祭事を実施されて参りましたが終戦と同時に国の所管を離れ従つて国からのヒ用を受けることが出来なくなり、御祭神の合祀や例大祭の実施に困難な事情があつたのであります。

●●在外財産補償●●

給付金で一応落着く

引揚者団体が長い間要求して来た在外財産補償の間題が、引揚者等に対する給付金の支給という形で一段落した。ではその内容は、どの様なものか、一言で言え、引揚者とその遺族に給付金を支給することを決めてしまつて末永く殉国の英霊をお祀りするにふさわしい引揚者とは終戦前六ヶ月

に死んだ人々の遺族のことである。これらの人々はいずれも遺族給付金として十年以内償還の記名公債を受けられるわけである。そこで引揚者の場合は終戦時(昭和二十年八月九日)の年令

- 五十才以上は公債の額が三万八千円
- 三十才以上が二万円
- 十八才以上が一万五千円
- 十八才未満が七千円となる。

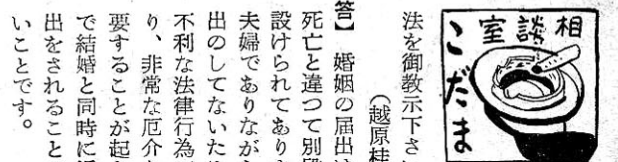
引揚途中の死亡者及び引揚中の死亡者については終戦時の年令

- 十八才以上が二万八千円
- 十八才未満が一万五千円

帰国後の死亡者についてはその人の終戦時の年令

- 五十才以上が二万八千円
- 三十才以上が二万円
- 三十才未満が一万五千円

がそれ、支給されることになつてゐる。



△問 婚姻届の届出は出生や死亡と違つて別期間間は設けられてありませんが夫婦でありながら婚姻届を出していないために大変不利な法律行為が生じたり、非常な厄介な手続を要することが起きますので結婚と同時に婚姻届を出されることを望ましいことです。

△問 出生した子の命名に片仮名を使用出来ますか

【答】片仮名も平仮名も使用出来ますが当用漢字と人名用漢字以外の漢字変体仮名は使用出来ません。(Y生)

△問 届出の方法は所定の用紙(役場にありますが)に所要事項を記載し当事者双方と、成人二人の証人が署名捺印して市町村役場に提出すればよろしいが当事者が未成年者であるときに限つて父母の承諾書が必要であります。

△問 届出の際夫婦の称する氏を決めなければなりません。

無許可所持はダメ!

『刀剣類』の登録申請を

刀剣類の登録手続きについては、再三御注意致してゐるが、戦後ポツダム宣言の受諾に伴つて、一般民間では鉄砲や刀剣類(又渡り十五センチ以上の刀、劍、やり、なぎなた、あいくち及び又渡り五・五センチをこえる飛出ナイフ等)の、未登録無許可所持が禁止されておられ、これらの物件を差見しました、地から譲渡を

受けたとときは、直ちに登録の手続きを行い所持許可を得なければいけないことになつてゐます。

当管内では、昨年度において十二月、三月の二回にわたつて、これらの登録審査があり、本村からも数件のオコトワリ

本月は、みなさんからたくさん原稿を寄せていただきましたが、紙面の都合上今回全部掲載できないので、次号以降に廻すつもりです。編集長

此の度全国的に展開されましたアジア善隣国民運動の実施につきましては、村民各位の深い御理解によりまして三月末日を以て目標額七千七百九十円也が完遂されました。本募金がやがてアジア諸国民の善隣友好のために役立つことは誠に御同慶に堪えないところであります。

茲に目標額の完遂を御報告申上げ、各位の御理解に対して深い敬意と感謝の意を表するものであります。

以上外地にいて、終戦によつて内地に引揚げてきた一般の引揚者の外に、終戦後戦犯として抑留されていた人々も含んでゐる。この外満州開拓民にはとくに六ヶ月の在外期間の制限を設けず全員を対象にしてゐる。また外地に住んでいた人がたまたま帰国してゐる間に終戦によつて帰れなくなつた人も引揚者の範囲に入つてゐる。

一方遺族給付金を受ける遺族々々というのほかに、引揚者や遺族が死亡した場合には、死亡当時二十才以上であつた人の遺族および引揚げようとして途中で亡くなつた人々や、戦犯として收容されている間

四月一日 東白川村長 河田勘市